

「置賜地域PR映像」制作業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「置賜地域PR映像」制作業務委託

2 委託期間

契約締結の日から平成29年2月17日（金）まで

3 委託業務の目的

山形県置賜地域の魅力を国内外に広くPRするための多言語による観光宣伝用映像を制作し、ホームページ上で公開するほか、国内外の観光プロモーション活動等に活用し、国内・海外からの観光誘客促進を図ることを目的とする。

4 委託業務の内容

置賜地域PR映像の企画及び制作に関する全ての業務一式（シナリオ作成、レイアウト、撮影・素材収集等）

5 規格等

企画提案競争での企画提案書を基本とするが、山形おきたま観光協議会事務局（以下「協議会」という。）との打合せのうえで、企画書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。

(1) 基本的事項

[制作方針]

置賜3市5町の観光スポット、イベント、風景等の静止画像及び動画を組み合わせた映像コンテンツを制作する。置賜観光ポータルサイトの外、置賜管内に設置する観光案内所等のデジタルサイネージ等で当該PR映像を使用することを想定しており、視聴者に置賜の魅力を短時間で、かつ印象に残る映像コンテンツの制作を目指す。

- ① 本映像における主たるターゲットは、主に訪日旅行に関心がある外国人を対象とする。とりわけ台湾、中国（香港）等の東アジア諸国や東南アジア諸国の在住者を意識した内容とすること。
- ② 取り上げる観光資源等に地域的な偏りがないこと。
- ③ シーズン性やテーマ性を意識すること。
- ④ 魅力的な映像（画像を含む）を多く使用すること。
- ⑤ 使用する映像（画像を含む）の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

(2) 制作物

制作物	・動画15本 各約1～2分程度×15編（各言語別 計30バージョン）
言語	・英語・中国語（繁体字）

- ① 制作する映像は、言語を問わず共通のものとする。
- ② 使用するテロップは、言語別のものとする。
- ③ 必要に応じてナレーションを挿入するとともに、著作権処理を経た音源によるBGM処理を

施すこと。

(3) 内容

- ① 山形県、山形おきたま観光協議会及び置賜3市5町等が保有する観光映像コンテンツ（静止画像及び動画）を基に編集し制作する。
- ② 制作本数は15本とする。
- ③ 映像の制作時間は1分以上2分以内とする。
- ④ 外国語の字幕標記を行うこととし、作成する言語は英語及び中国語（繁体字）とする。
- ⑤ 作成内容は事前に協議のうえ決定する。

(4) 使用する映像、画像の調達等

① ロケによる撮影

原則として、既存の動画を活用するものであることから、新規に現場撮影は原則不要であるが、委託料の範囲内で受託者が適宜補完映像を制作するためのロケを実施することを妨げるものではない。

② 資料映像の借受け

原則として、協議会が県、各市町・観光協会等に対して、映像の借り受けについての依頼を行い、受託者に提供する。

なお、受託者が、その責任において、企業・団体・個人等から著作権の問題をクリアしたうえで、映像を収集することは妨げない。ただし、その場合は、出所を明確にして予め、協議会と事前協議すること。

③ 映像素材の作成

編集に際して、CG、アニメーションなどを適宜作成しても差し支えない。

(5) 制作要件

- ① 動画で構成されること（画像の使用も部分的に可）。
- ② 映像のアスペクト比は16:9の近似値で、映像の種類は「プログレッシブ」とし、映像圧縮は最低限に留め、高画質な映像を確保すること。
- ③ YouTubeで再生可能な動画形式（MP4及びWMV）とする。

(6) その他

本業務は、美しい映像と趣向を凝らした演出でインパクトのある「置賜地域PR映像」の制作が主目的であるため、上記規格の不備により目的を達成できない場合は、撮影・編集のやり直しを指示する場合がありますので留意すること。

6 活用シーン

- (1) 置賜観光ポータルサイトや、SNS、及びYouTubeなどの動画サイト上等での公開
- (2) 各地の道の駅などをはじめとした観光立寄施設での放映
- (3) 旅行代理店、旅行雑誌、メディア関係者等への提供
- (4) FIT（海外個人旅行）向けに幅広く配布
- (5) その他、協議会で使用するほか、各市町・観光協会でも幅広く活用 など

7 著作権

- (1) 納品された映像及び画像の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）は米沢市に帰属する。また、成果品は、協議会が作成する各種情報提供媒体をはじめ、山形県及び当地域の自

治体及び観光関係団体等が実施する観光プロモーション、行事イベント、旅行会社への販促等は無償で随時使用ができるものとする。

- (2) 本件業務の実施による成果物は、映像、画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、協議会は責任を負わない。
- (3) また、本件業務の実施においてタレント、キャラクター及び音楽等を起用する場合は、著作権の処理に留意すること。また、後年度以降（平成29年度以降）経費が発生する場合、協議会は負担しないものとする。

8 成果品

USB媒体及びDVDメディアとする。

- (1) USB媒体 1本
 - ① ホームページ掲載及びインターネット配信用動画コンテンツ一式とする。
- (2) DVDメディア 10枚（DVD-VIDEO方式）
 - ① 場面毎にチャプター分けを行い、全体メニューを作成すること。
 - ② ディスクには盤面印刷を施すこと。また、ツールケースデザインジャケットの装丁を施すこと。

9 成果品の納入場所及び納入期限

- (1) 納品前に、最低1回協議会事務局職員の同席のもとプレビューを行うこと。
- (2) 協議会に、平成29年2月17日（金）までに納入すること。

10 その他

- (1) 協議会と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打合せを行う。
- (2) 契約金額には、本委託業務遂行に係る全ての経費を含むものとする。
- (3) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、委託者との協議により決定する。協議の成立が困難な場合は、委託者側の解釈による。